

医療法人に対する出資物件の返還について

(昭和 32 年 11 月 13 日)

(32 医発第 542 号)

(厚生省医務局総務課長あて茨城県衛生部長照会)

医療法人の定款中に「退社した社員は、その出資額に応じて払い戻しを請求することができる」と規定されておる場合に、現物を金額に見積った出資したときの払い戻しは当然現金にて返還するをもって足りると解するが、本県において左記事例に接したので何分の御指示を願いたい。

記

医療法人定の精神病院を開設するために社員七名がそれぞれ現物(土地及び建物)及び現金を出資し、土地八四七坪建物三〇七・七五坪現金三四万六〇〇〇円、合計価格五〇〇万円をもって法人を設立精神病院を経営しておりますが右社員のうち一名が退社し出資した土地の返還を要求しておりますが同人の出資は土地五三三坪を七〇万円と見積り現金の代りに出資したものであり、かつ、前記土地は現在病院敷地八四七坪中の大半を占めており当該土地は病院経営上必要欠くべからざるものであります。依って出資額に応ずる退社社員への払い戻しは、土地の見積価格である七〇万円を返還することをもって足りると思考されます。

なお、返還要求者は、所有権移転後は法人と貸借契約をするからと申し立ておるものにつき念のため申し添えます。

(昭和 32 年 12 月 7 日 総第 43 号)

(茨城県衛生部長あて厚生省医務局総務課長回答)

昭和 32 年 11 月 13 日 32 医発第 542 号をもって照会のあった標記の件について、左記の通り回答する。

記

退社社員に対する持分の払戻は、退社当時当該医療法人が有する財産の総額を基準として、当該社員の出資額に応ずる金銭でなしても差し支えないものと解する。